

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 27日

福島県知事 殿

提出者



住 所 福島県会津若松市門田町工業団地6番地

氏 名 オン・セミコンダクター会津株式会社

代表取締役社長 後藤 祐治

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0242-38-9000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	オン・セミコンダクター会津株式会社
事業場の所在地	福島県会津若松市門田町工業団地 6 番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	中分類 電子部品・デバイス・電子回路製造業 小分類 電子デバイス製造業
② 事業の規模	売上高18,087,933,997円
③ 従業員数	640人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（5年）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) [廃プラ] リサイクル廃プラと焼却廃プラを分別し、リサイクル選別を増やしている [廃プラスチック] WFケース、WFケース緩衝材を分別し、売却している
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) [廃プラスチック] 素材ごとに分別し、売却できる物を増やすよう継続。
②計画	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		

(第5面)

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

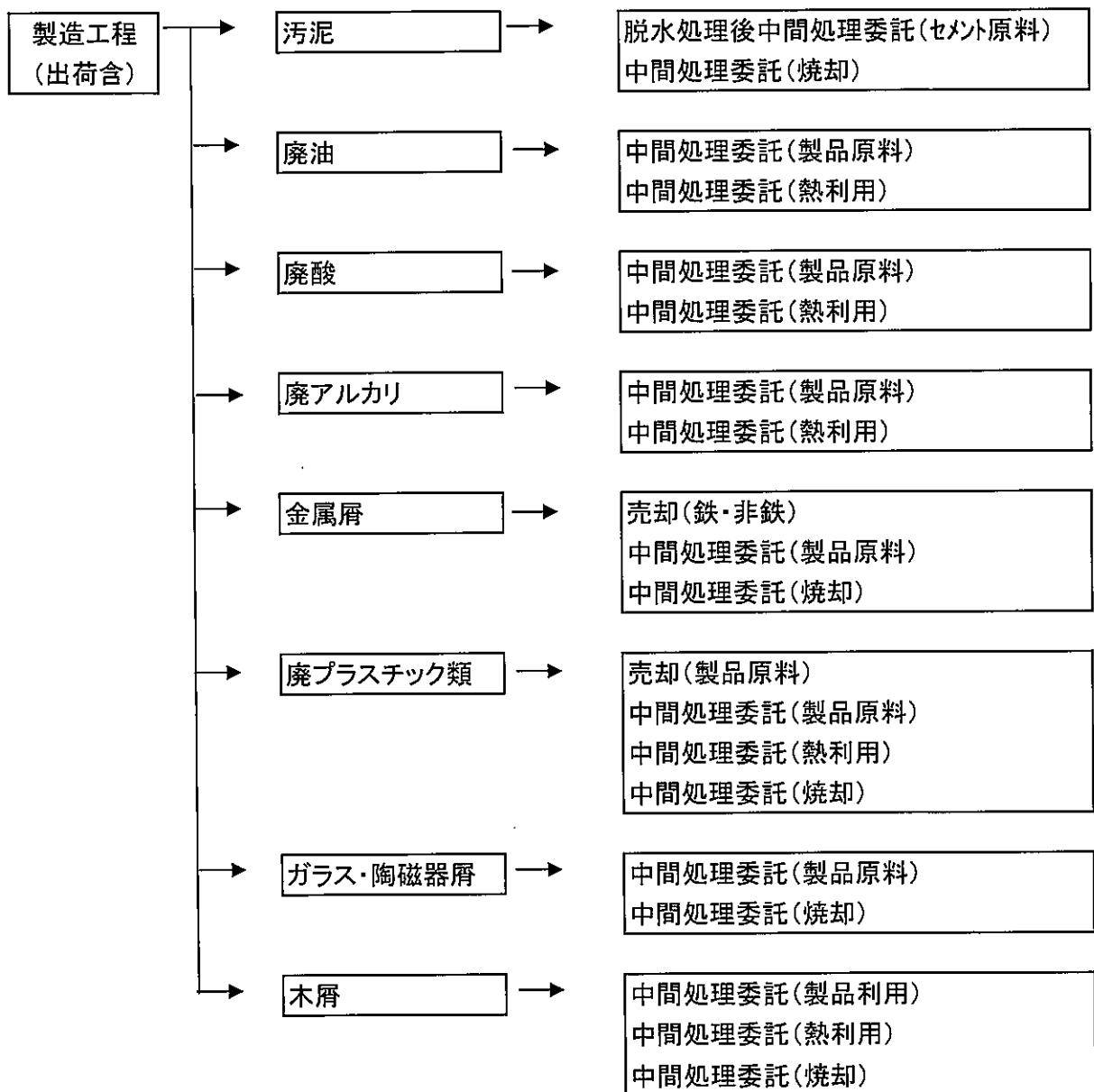
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行なうに際して熱回収を行なった場合における熱回収を行なった産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行なっている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「ー」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【第1面別紙】

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理工程

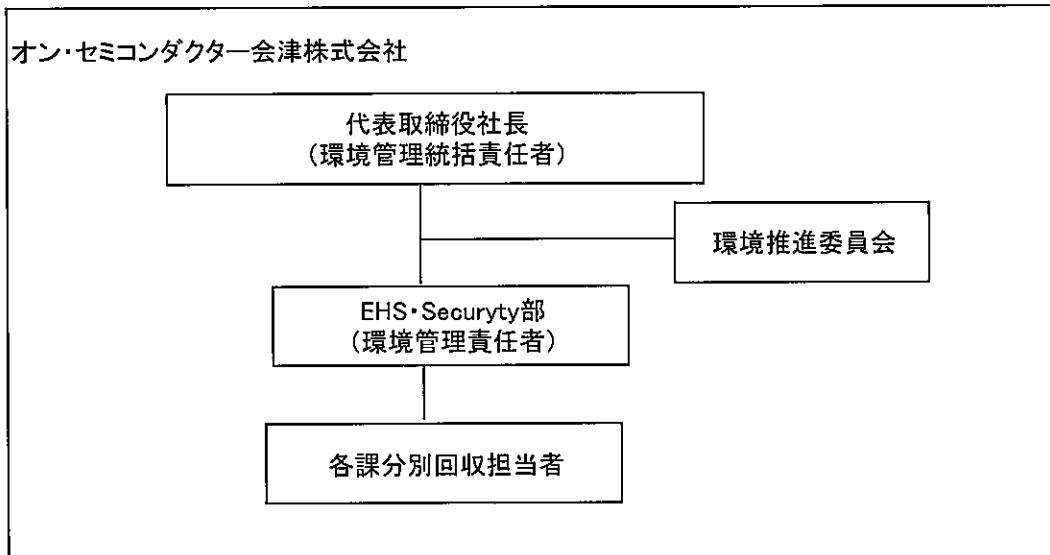


【第2面別紙】

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(1) 組織図



(2) 職務分担

役割	職務内容
総括責任者	所属: 代表取締役社長 ・環境管理の経営資源確保 ・廃棄物発生量削減を含む環境目標の承認
環境管理責任者	所属: EHS・Security部マネージャー ・廃棄物処理方針の策定 ・工場の廃棄物管理規定の承認 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
(産業)廃棄物管理責任者	所属: EHS・Security部 廃棄物担当者 ・工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に係る業務の管理
廃棄物担当者	担当部門名: EHS・Security部(組織人数: 4名) ・廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進 ・計画的な廃棄物の管理運営を行なう上での必要事項検討 ・廃棄物処理計画の策定 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・廃棄物置場の維持管理 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項

【第2面別紙】

【第3面別紙】

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	金属屑	ガラス屑・コンクリート屑・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

(これまでに実施した取り組み)

自ら再生利用はおこなっていない。

【目標】

② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	金属屑	ガラス屑・コンクリート屑・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

(今後実施する予定の取り組み)

自ら再生利用はおこなわない。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】

① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	金属屑	ガラス屑・コンクリート屑・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

(これまでに実施した取り組み)

[汚泥]

排水処理:石灰、凝集剤等の注入量最適化、脱水機の適正管理。

【目標】

② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	金属屑	ガラス屑・コンクリート屑・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

(今後実施する予定の取り組み)

[汚泥]

排水処理:石灰、凝集剤等の注入量最適化の継続、脱水機の適正管理の継続。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(令和5年度)実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	金属屑	ガラス屑・コンクリート屑・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑
全処理委託量	535 t	1.4 t	289 t	98 t	0.5 t	6.8 t	38.5 t	2.7 t	
優良認定処理業者への処理委託量	535 t	1.4 t	289 t	98 t	0.5 t	6.8 t	38.5 t	2.7 t	
再生利用業者への処理委託量	535 t	0.8 t	274 t	42 t	0.5 t	6.8 t	21.6 t	2.7 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	1 t	16 t	56 t	0 t	0 t	0.0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0.0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	16.8 t	0 t	

(これまでに実施した取り組み)

[汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・金属屑・ガラス屑・廃プラスチック類・木屑]
 再生利用業者を選び、埋立処分せずに再生利用している業者へ処分委託している。

[汚泥]
 処理業者のサードソース開拓。

[廃アルカリ]
 平成25年から再生利用処理委託が中止になり廃棄物となっていたが、再生利用委託の調整を行い、平成27年度から再開。

② 計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	金属屑	ガラス屑・コンクリート屑・陶磁器屑	廃プラスチック類	木屑
全処理委託量	641 t	1.68 t	347 t	117 t	0.8 t	8.2 t	46.2 t	4 t	
優良認定処理業者への処理委託量	641 t	1.68 t	347 t	117 t	0.8 t	8.2 t	46.2 t	4 t	
再生利用業者への処理委託量	641.4 t	0.96 t	328 t	50 t	0.8 t	8.2 t	25.9 t	4 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	18.96 t	67.2 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	20.16 t	0 t	

(今後実施する取り組み)

[汚泥]
 処理業者のサードソース開拓継続。

[廃アルカリ]
 再生利用先の要求品質を満足するように排水設備の適正管理継続。